

労働者派遣事業に関わる情報提供

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和6年4月
株式会社無我夢中

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

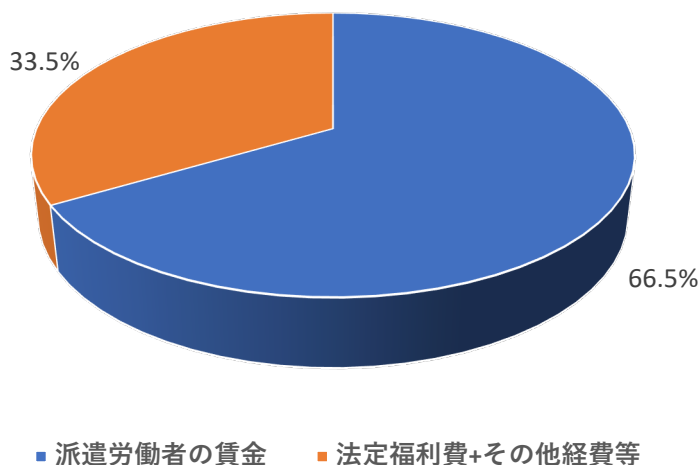
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

派遣料金の平均額は、派遣労働者の日額売上（1日の勤務を8時間とした場合の売上）の年間平均値で算出しています。

派遣労働者の賃金は、派遣労働者に支払った日額賃金（1日の勤務を8時間とした場合の賃金）の年間平均値で算出しています。

令和5年度 派遣料金の内訳（マージン率 33.5%）



マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（固定残業代、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、通信費、光熱費等）なども含まれております。

① 令和6年4月1日付け 派遣労働者数 3人

② 令和6年4月1日付け 派遣先事業所数 1事業所

③ 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 27,538円

④ 令和5年度 派遣労働者の賃金の平均額 18,324円

⑤ 令和5年度 マージン率の平均 33.5%

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か (締結している 締結していない)

協定の有効期間の終期：令和7年3月31日

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担	賃金支給状況
新規採用者訓練	初めて派遣する労働者	Off-JT	無償	無償
ビジネススキル研修	初めて派遣する労働者	Off-JT	無償	無償
情報セキュリティ研修	初めて派遣する労働者	Off-JT	無償	無償
専門技術研修	派遣労働者	Off-JT	無償	無償
資格取得研修	派遣労働者	Off-JT	無償	無償
マネジメント力研修	派遣労働者	Off-JT	無償	無償
リーダー育成研修	派遣労働者	Off-JT	無償	無償

⑧ 福利厚生に関する事項

社会保険や有給休暇、定期健康診断などの制度を設けています。

キャリアコンサルティングに関する相談窓口を開設しています。